

○独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程

(平成15年10月1日規程(人)第8号)

改正	平成15年12月1日規程(人)第17号	平成16年1月29日規程(人)第2号	平成16年5月31日規程(人)第18号
	平成16年7月1日規程(人)第23号	平成16年9月14日規程(人)第32号	平成16年12月17日規程(人)第44号
	平成17年2月8日規程(人)第2号	平成17年2月28日規程(人)第4号	平成17年5月27日規程(人)第9号
	平成18年2月3日規程(人)第1号	平成18年5月8日規程(人)第15号	平成18年8月18日規程(人)第21号
	平成18年10月2日規程(人)第23号	平成19年4月12日規程(人)第6号	平成19年4月13日規程(人)第7号
	平成20年3月31日規程(人)第3号	平成20年8月1日規程(人)第16号	平成20年10月1日規程(人)第40号
	平成21年2月5日規程(人)第2号	平成21年6月9日規程(人)第17号	平成21年9月10日規程(人)第23号
	平成21年12月9日規程(人)第34号	平成22年2月5日規程(人)第1号	平成22年4月1日規程(人)第9号
	平成22年4月21日規程(人)第15号	平成22年9月15日規程(人)第24号	平成22年12月8日規程(人)第36号
	平成23年2月15日規程(人)第3号	平成23年3月31日規程(人)第24号	平成23年5月13日規程(人)第29号
	平成23年6月15日規程(人)第32号	平成23年7月29日規程(人)第38号	平成23年10月7日規程(人)第39号
	平成23年12月22日規程(人)第49号	平成24年2月21日規程(人)第2号	平成24年3月22日規程(人)第5号
	平成24年5月30日規程(人)第23号	平成24年9月28日規程(人)第34号	平成24年12月28日規程(人)第39号
	平成25年1月31日規程(人)第6号	平成25年2月26日規程(人)第11号	平成25年5月29日規程(人)第23号
	平成25年7月10日規程(人)第29号	平成26年3月10日規程(人)第7号	平成26年5月26日規程(人)第19号
	平成26年5月30日規程(人)第21号	平成26年9月9日規程(人)第36号	平成26年9月19日規程(人)第39号
	平成27年3月5日規程(人)第3号	平成27年5月29日規程(人)第21号	平成27年7月10日規程(人)第27号
	平成27年9月28日規程(人)第33号	平成27年10月30日規程(人)第37号	平成28年1月4日規程(人)第1号
	平成28年2月24日規程(人)第9号	平成28年5月31日規程(人)第11号	平成28年9月29日規程(人)第17号
	平成28年12月26日規程(人)第25号	平成29年2月28日規程(人)第5号	平成29年5月31日規程(人)第18号
	平成29年9月26日規程(人)第25号	平成29年12月13日規程(人)第34号	平成30年2月27日規程(人)第2号
	平成30年5月29日規程(人)第11号	平成30年7月26日規程(人)第19号	

(総則)

第1条 独立行政法人国際協力機構職員給与規程(平成15年規程第6号。以下「職員給与規程」という。)第28条及び期限付職員給与支給細則(平成20年(人)第13号。以下「支給細則」という。)第10条の規定に基づき、外国において勤務する職員(以下「在外職員」という。)及び外国において勤務する期限付職員(以下「在外期限付職員」といい、「在外職員」及び「在外期限付職員」を総称して「在外職員等」という。)の給与については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 在外職員等に支給する給与は、基本給、扶養手当、賞与、国際緊急援助手当及び在勤手当とする。

2 在勤手当は、在外職員等が在外事務所(その他海外にある機構の事業所を含む。以下同じ。)において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外職員等がその職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在外事務所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めるものとする。

3 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当とする。

4 次条以下の規定にかかわらず、人事部長が必要と認める場合には、人事部長が別に定める支給割合を乗じた額を在勤手当として支給することができる。

(基本給、扶養手当及び賞与等)

第3条 在外職員の基本給、扶養手当、賞与及び国際緊急援助手当は、この規程中に特別の規定がある場合を除くほか、職員給与規程の規定に基づいて支給し、基本給の額は、職員の区分に応じそれぞれ以下に定める額とする。

(1) 経営職、執行職又は基幹職 職員給与規程に規定する基本給から次の額を控除した額に100分の66を乗じて得た額に次の額を加えた額

経営職 21,650円

執行職 19,650円

基幹職 17,650円

(1)の2 特定執行職又は特定基幹職 職員給与規程に規定する基本給に80分の100を乗じて得た額から次の額を控除した額に100分の66を乗じて得た額に次の額を加えた額

特定執行職 19,650円

特定基幹職 17,650円

(2) 指導職又は業務職 職員給与規程に規定する基本給に100分の80を乗じて得た額

(2)の2 特定職 職員給与規程に規定する基本給に80分の100を乗じて得た額に100分の80を乗じ

て得た額

(3) 専任職 職員給与規程に規定する基本給に100分の70を乗じて得た額

(3)の2 特定専任職 職員給与規程に規定する基本給に80分の100を乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額

- 2 在外期限付職員の基本給の額は、支給細則第4条に規定する基本給に100分の80を乗じて得た額とする。
- 3 在外期限付職員の扶養手当、賞与及び国際緊急援助手当は、この規程中に特別の規定がある場合を除くほか、支給細則の第5条から第5条の3まで並びに第7条第2項第1号、第4号及び第7号に基づいて支給する。
- 4 在外職員等の基本給、扶養手当、賞与及び国際緊急援助手当の支払は、当該在外職員等が指定する者にすることができる。  
(給与の支給方法)

第4条 在外職員等の給与(賞与を除く。以下この条において同じ。)は、毎月1回その給与の月額をその月の中旬に支給する。

- 2 在勤手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。
- 3 在勤手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。  
(在勤基本手当の支給額)

第5条 在勤基本手当の月額を、別表第1に掲げるところに従い、所在地欄に掲げる都市及び号別によって定める。

- 2 在外職員の在勤基本手当の号は、理事長が別に定める。
- 3 在外期限付職員の在勤基本手当の号は、理事長が別に定める。  
(戦争等による特別事態の際の在勤手当)

第5条の2 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外事務所として人事部長が指定するものに勤務する在外職員等に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、当該在外職員等に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の100分の15に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員等に関する第9条の規定の適用については、第9条中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは「第5条の2第1項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

- 2 前項の指定に関し必要な事項は、人事部長が別に定める。  
(在勤基本手当の支給期間)

第6条 在勤基本手当は、在外職員等が在勤地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤基本手当の支給期間」という。)支給する。

- 2 外国において新たに在外職員等となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。
- 3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員等には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。
- 4 在外職員等が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。
- 5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員等で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超えるものには、第1項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。
- 6 在勤基本手当の支給期間中に、在外期限付職員が在外職員等職員就業細則(平成15年細則(人)第11号)第2条第2項に基づき適用される独立行政法人国際協力機構期限付職員就業規則(平成20年規程(人)第13号)第3条第5号の規定により産前産後休暇を取得する場合、第1項、第8条、第10条及び第13条の規定にかかわらず、産前産後休暇の開始日から終了日までの在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。

(住居手当の支給額)

第7条 住居手当の月額は、在外職員等が居住している家具付きでない住宅の1箇月に要する家賃の額(在外職員等が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から別に定める額を控除した額に相当する額とする。ただし、その額は、別表第1に掲げる在勤地及び号の別により、別表第2の限度額欄に定める額(配偶者(届出

をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は子(主として在外職員等の収入によって生計を維持している者に限る。)(以下「配偶者等」という。)を伴う在外職員等以外の者又は人事部長が別に定める真に特別の事情がある者以外の者にあつては、その額の100分の80に相当する額)を限度とする。

- 2 住居手当の号は、人事部長が別に定める。
- 3 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(住居手当の支給期間等)

第8条 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

- 2 外国において新たに在外職員等となった者には、その日から住居手当を支給する。
- 3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員等には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。
- 4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、人事部長の許可を得て、引き続き配偶者等を旧在勤地に残留させる在外職員等には、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。
- 5 在外職員等が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員等が死亡した場合において、人事部長が特に必要があると認めるときは、死亡した翌日から180日を超えない期間に限り、当該在外職員等が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。
- 6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(配偶者手当の支給額)

第9条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員等が現に受ける在勤基本手当の支給額の100分の20に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第10条 配偶者手当は、在外職員等の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員等の配偶者が当該在外職員等の在勤地に到着した日の翌日(在外職員等の配偶者が当該在外職員等の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日)から、当該在外職員等の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあっては、その配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日)まで、支給する。

- 2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、人事部長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員等には、前項の規定にかかわらず、180日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。
- 3 配偶者手当を受ける在外職員等が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、当該在外職員等が死亡した場合において、人事部長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員等の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当を受ける在外職員等の扶養手当)

第11条 配偶者手当を受ける在外職員等の扶養手当は、配偶者に係る部分は、支給しない。

(子女教育手当の支給及びその額)

第12条 子女教育手当は、在外職員等の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員等の収入によって生計を維持している者(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地において、学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

- (1) 4歳以上18歳未満の子
- (2) 18歳に達した子であつて、就学する学校(別に定める学校を除く。)において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの。
- 2 子女教育手当の月額額は、年少子女1人につき、8,000円とする。
- 3 在外職員等の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として人事部長が別に定める地(以下この項及び第6項において「指定地」という。)に所在する在外事務所に勤務する在外職員等の年少子女(6歳以上の年少子女であつて、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして人事部長が認める教育施設において教

育を受けるべきものに限る。以下、この項から第5項までにおいて同じ。)が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員等に支給する子女教育手当の月額額は前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額(我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員等が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額を言う。以下この条において同じ。)を控除した額を加算した額とする。

(1) 在外職員等の年少子女が当該在外職員等の勤務する在外事務所の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額

イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費(別に定める費目に係るものに限る。以下この条において「必要経費」という。)として人事部長が当該在外職員等の勤務する在外事務所の所在する指定地において標準的であると別に認定する額

ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額

(2) 在外職員等の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額

イ 前号イに規定する額

ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として人事部長が標準的であると別に認定する額

ハ 前号ロに規定する額

4 在外職員等の勤務する在外事務所の所在する地であつて、当該在外職員等の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として人事部長が別に定める地に所在する在外事務所に勤務する在外職員等の年少子女が当該在外事務所の所在する地以外の地(本邦を除く。)において学校教育を受けるときにおける当該在外職員等に支給する子女教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。

(1) 在外職員等の勤務する在外事務所の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として人事部長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると別に認定する額

(2) 前項第1号ロに規定する額

5 前二項の場合において、在外職員等の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(人事部長が指定する施設に限る。)が存在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として人事部長が別に定める場合に該当しないときは、加算される額は、15万円を限度とする。

6 指定地に所在する在外事務所に勤務する在外職員等の年少子女(6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして人事部長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。)が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員等に支給する子女教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、2万7千円を限度とする。

(子女教育手当の支給期間)

第13条 子女教育手当は、在外職員等の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員等の年少子女(次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。)が当該在外職員等の在勤地に到着した日の翌日(在外職員等の年少子女が当該在外職員等の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあつては、年少子女に該当することとなった日)から、当該在外職員等の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その年少子女がその日の前に帰国する場合(その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。))にあつてはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあつては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日)まで、支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

2 在外職員等の年少子女が当該在外職員等の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると人事部長が認める場合に限り、前項の規定に準じて、当該在外職員等に子女教育手当を支給する。

3 子女教育手当を受ける在外職員等が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支

給する。

- 4 前3項に定めるもののほか、第1項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(租税相当額の支給)

第14条 在外職員等が、在勤国の法令に基づいて、給与及び手当に対して租税を課せられたときは、その者に対して、租税の額に相当する額を支給する。

(給与の端数計算)

第15条 本邦通貨をもって定められた在外職員等の給与を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

- 2 外国通貨をもって定められた在外職員等の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

(準用)

第16条 この規程に定めるもののほか、在外職員等の給与について必要な事項は、職員給与規程及び支給細則並びに在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月1日規程(人)第17号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成15年10月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成15年10月の在勤基本手当の月額について、その者に係る改正後の規程の規定に定める額がその者に係るこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規程に定める額(以下「旧月額」という。)を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。
- 3 平成15年10月1日に解散の登記をした国際協力事業団の在外職員給与規程に基づき平成15年8月1日から9月30日までの期間(以下「調整期間」という。)に係る在勤基本手当の支給を受けた職員について、当該職員が現に受けた在勤基本手当の月額(以下「旧法人の在勤基本手当の額」という。)が改正後の規程の規定に定める在勤基本手当の月額を下回る場合、調整期間に係る旧法人の在勤基本手当の額と改正後の規程の規定に定める在勤基本手当の額の差額を当該職員に対し支給するものとする。

(給与の内払等)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成15年11月の在勤基本手当の月額について、改正後の在勤基本手当が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成16年1月29日規程(人)第2号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年1月29日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成15年10月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成15年10月から12月までの在勤基本手当の月額について、その者に係る改正後の規程の規定に定める額がその者に係るこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に定める額(以下「旧月額」という。)を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。
- 3 平成15年10月1日に解散の登記をした国際協力事業団の在外職員給与規程に基づき平成15年8月1日から9月30日までの期間(以下「調整期間」という。)に係る在勤基本手当の支給を受けた職員に

ついて、当該職員が現に受けた在勤基本手当の月額(以下「旧法人の在勤基本手当の額」という。)が改正後の規程の規定に定める在勤基本手当の月額を下回る場合、調整期間に係る旧法人の在勤基本手当の額と改正後の規程の規定に定める在勤基本手当の額の差額を当該職員に対し支給するものとする。

(給与の内払等)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成16年1月の在勤基本手当の月額について、改正後の在勤基本手当が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成16年5月31日規程(人)第18号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年5月31日から施行する。
  - 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成16年4月1日から適用する。
- (給与の内払等)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当(以下「在勤基本手当等」という。)は、改正後の規程の規定による在勤基本手当等の内払とみなす。
  - 4 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当等が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当等は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- 5 カンボジア及びキルギスにおいて勤務する職員であって平成16年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年7月1日規程(人)第23号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の適用を受けている職員に対しては、当面の間、次に掲げる額の合計額(以下「調整給」という。)を、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定による給与の月額と併せて支給する。この場合において、次の各号に掲げる額が零以下となるときは、調整給は零とする。
    - (1) 施行日において当該職員が改正前の規程の規定に基づき受けるべき本俸の月額から、職員の区分に応じ次に掲げる額を減じた額
      - ア 指導職及び業務職 改正後の規程の規定に基づき受ける基礎給および職能給の月額の合計額
      - イ 経営職及び執行職 改正後の規程の規定に基づき受ける資格給及び役割給の月額の合計額に66分の100を乗じた額から以下に掲げる額を控除した額(以下に掲げる額から施行日において当該職員が改正前の独立行政法人国際協力機構職員給与規程(平成15年規程(人)第6号)の規定に基づき受けるべき扶養手当の額を減じた額(以下「扶養手当差額」という。))が零を超える場合は、改正後の規程の規定に基づき受ける資格給及び役割給の月額の合計額に66分の100を乗じた額から以下に掲げる額及び扶養手当差額を控除した額)に100分の66を乗じた額
        - 経営職 22,000円
        - 執行職1級 20,000円
        - 執行職2級 18,000円
    - (2) 経営職及び執行職の職員にあつては、施行日において当該職員が改正前の規程の規定に基づ

き受けるべき扶養手当の月額から以下に掲げる額と15,000円の合計額を控除した額

経営職 22,000円

執行職1級 20,000円

執行職2級 18,000円

- 3 前項に定める調整給の額は、別に定める基準により適宜見直すものとする。
- 4 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の規程の適用を受けている職員のうち、改正後の規程の規定による在勤基本手当の額が改正前の規程の規定による在勤基本手当の額を下回る場合の在勤基本手当の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年9月14日規程(人)第32号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年9月14日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定は、平成16年8月1日から適用する。  
(給与の精算)
- 3 改正後の在勤基本手当が改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成16年12月17日規程(人)第44号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年12月17日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成16年8月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成17年2月8日規程(人)第2号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成17年2月8日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成16年8月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成17年2月28日規程(人)第4号)

この規程は、平成17年2月28日から施行する。

附 則(平成17年5月27日規程(人)第9号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成17年5月27日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成17年4月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当(以下「在勤基本手当等」という。)は、改正後の規程の規定による在勤基本手当等の内払とみなす。

4 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当等が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当等は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

5 バングラデシュ、タイ、ボツワナ、マダガスカル、アルゼンチン、ブラジル、サンパウロ及びブルガリアにおいて勤務する職員であって平成17年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月3日規程(人)第1号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成18年2月3日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成17年8月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成18年5月8日規程(人)第15号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成18年5月8日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(給与の内払等)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当(以下「在勤基本手当等」という。)は、改正後の規程の規定による在勤基本手当等の内払とみなす。

4 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当等が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当等は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

5 カンボジア、中国、キルギス、ラオス、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、シリア、トルコ、ウガンダ、パナマ及びソロモンにおいて勤務する職員であって平成18年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年8月18日規程(人)第21号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成18年8月18日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成18年8月1日から適用する。

(給与の精算)

3 改正後の規程による在勤基本手当がこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)による在勤基本手当の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成18年10月2日規程(人)第23号)

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年4月12日規程(人)第6号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年4月12日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成18年8月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成19年4月13日規程(人)第7号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年4月13日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払等)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当(以下「在勤基本手当等」という。)は、改正後の規程の規定による在勤基本手当等の内払とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当等が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当等は、改正後の基準による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- 5 カンボジア、チュニジア、ミクロネシア及びパラオにおいて勤務する職員であって平成19年4月30日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月31日規程(人)第3号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年3月31日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成19年8月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則(平成20年8月1日規程(人)第16号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年8月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- 4 平成20年3月31日から引き続き同一の学校に就学し、同年4月1日において改正前の規程第12条第1項第2号の規定を適用するとしたならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者(以下「改正前の規程下での年少子女」という。)に係る子女教育手当の月額については、改正後の規程

第12条第3項又は第4項の規定により支給されることとされる月額(以下「改正後の規程による支給額」という。)が、改正前の規程第12条第3項又は第4項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額(以下「改正前の規程による支給額」という。)に達しない場合には、改正後の規程第12条第3項又は第4項の規定にかかわらず、当該改正前の規程下での年少子女が同日に所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間は、改正前の規程による支給額とする。

5 平成20年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間のいずれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した改正後の規程第12条第1項に規定する年少子女であって、当該日において改正前の規程下での年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、改正後の規程による支給額が改正前の規程による支給額に達しない場合には、改正後の規程第12条第3項又は第4項の規定にかかわらず、当該日から施行日の前日までの間は、改正前の規程による支給額とする。

#### 附 則(平成20年10月1日規程(人)第40号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第5条の2の規定は平成20年4月1日から適用し、改正後の規程別表第1の規定は平成20年8月1日から適用する。

(給与の内払等)

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

(調整給等)

4 独立行政法人国際協力機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成20年規程(人)第38号。以下「一部改正規程」という。)附則第3項に定める調整給の支給を受ける職員については、改正後の規程第2条及び第3条中「基本給」とあるのは一部改正規程附則第4項の規定による読替え後の基本給を指すものとする。

5 一部改正規程附則第5項に定める調整後基本給の支給を受ける職員については、改正後の規程第2条及び第3条中「基本給」とあるのは一部改正規程附則第6項の規定による読替え後の調整後基本給を指すものとする。

(経過措置)

6 国際協力銀行の解散の際、現にその職員として在職する者で引き続き独立行政法人国際協力機構の職員として改正後の規程の適用を受ける在外職員となった者に対する住居手当及び子女教育手当については、改正後の規程の第7条、第8条、第12条及び第13条の規定にかかわらず、人事部長が別に定めるものとする。

#### 附 則(平成21年2月5日規程(人)第2号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成21年2月5日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成21年1月1日から適用し、改正後の規程別表第3の規定は平成20年10月1日から適用する。

(給与の内払等)

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成21年6月9日規程(人)第17号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成21年6月9日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成21年4月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。  
(経過措置)
- 4 キルギス、シリア、チュニジア及びパラグアイにおいて勤務する職員であって平成21年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年9月10日規程(人)第23号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成21年9月10日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成21年8月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成21年12月9日規程(人)第34号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成21年12月9日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成21年11月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成22年2月5日規程(人)第1号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成22年2月5日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成22年1月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成22年4月1日規程(人)第9号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月21日規程(人)第15号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成22年4月21日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成22年4月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。  
(経過措置)
- 4 カンボジア、中華人民共和国、キルギス、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム、ヨルダン、チュニジア、トルコ、アルゼンチン、フランス、セルビア及び英国において勤務する職員であつて平成22年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年9月15日規程(人)第24号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成22年9月15日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1の規定は平成22年8月1日から適用し、改正後の規程別表第2の規定は平成22年9月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成22年12月8日規程(人)第36号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成22年12月8日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成22年11月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成23年2月15日規程(人)第3号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成23年2月15日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成23年1月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給

与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成23年3月31日規程(人)第24号)

- 1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第3条第1項第3号及び第5条第3項並びに別表第3のうち専任職に関わる部分の規定は平成23年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の適用を受けている職員に対しては、当分の間、人事部長が別に定める調整給を、改正後の規程の規定による給与の月額と合わせて支給することができるものとする。

附 則(平成23年5月13日規程(人)第29号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成23年5月13日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成23年4月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成23年6月15日規程(人)第32号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成23年6月15日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成23年4月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成23年7月29日規程(人)第38号)

この規程は、平成23年7月29日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成23年8月1日から適用する。

附 則(平成23年10月7日規程(人)第39号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成23年10月7日(以下「施行日」という。)から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成23年10月1日から適用する。ただし、別表第1及び別表第2のうちジュバに関する部分の規定は、平成23年7月9日から適用する。  
(給与の内払い等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成23年12月22日規程(人)第49号)

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成24年2月21日規程(人)第2号)

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日規程(人)第5号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月30日規程(人)第23号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 次の各号に該当する職員であつて、平成24年5月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - (1) キルギス及びルワンダにおいて勤務する職員
  - (2) インドネシアにおいて勤務する職員(ただし、住居手当の号として5号の適用を受けるものを除く。)
  - (3) モザンビーク及びサンパウロにおいて勤務する職員以外のものであつて、住居手当の号として1号の適用をうけるもの(前二号に掲げる職員を除く。)

附 則(平成24年9月28日規程(人)第34号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日規程(人)第39号)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年1月31日規程(人)第6号)

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則(平成25年2月26日規程(人)第11号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成25年5月29日規程(人)第23号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 ベナン、マラウイ、ルワンダ及びボリビアにおいて勤務する職員であつて平成25年5月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年7月10日規程(人)第29号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成25年7月10日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成25年6月1日から適用する。この場合において、本規程の規定が独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の一部を改正する規程(平成25年規程(人)第23号)の規定と異なる場合は、本規程の規定によるものとする。  
(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成26年3月10日規程(人)第7号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成25年3月10日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の別表第1及び別表第2は平成25年10月1日から適用し、改正後の規程の別表第3は平成26年4月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成26年5月26日規程(人)第19号)

この細則は、平成26年5月26日から施行する。

附 則(平成26年5月30日規程(人)第21号)

(施行期日等)

- 1 この規程は平成26年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 キルギス、ベナン、コードジボワール、ルワンダ及びサンパウロにおいて勤務する職員であって平成26年5月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月9日規程(人)第36号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年9月9日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成26年8月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成26年9月19日規程(人)第39号)

(施行期日等)

この規程は、平成26年9月19日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則(平成27年3月5日規程(人)第3号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年3月5日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成26年10月1日から適用する。ただし、改正後の規程のうち別表第1のアクラに関する部分の規定は、平成27年5月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則(平成27年5月29日規程(人)第21号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 ブルキナファソ、ルワンダ及びサンパウロにおいて勤務する職員であって平成27年5月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年7月10日規程(人)第27号)

この規程は、平成27年7月10日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定は、平成27年6月1日から適用する。

附 則(平成27年9月28日規程(人)第33号)

この規程は、平成27年9月28日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定は、平成27年10月1日から適用する。

附 則(平成27年10月30日規程(人)第37号)

- 1 この規程は、平成27年10月30日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定は、平成27年11月1日から適用する。
- 2 ジンバブエ、コロンビア、ウルグアイ及びソロモンにおいて勤務する職員の在勤基本手当の月額及び住居手当の月額の限度額については、改正後の別表1及び別表2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年1月4日規程(人)第1号)

この規程は、平成28年1月4日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定は、平成28年1月1日から適用する。

附 則(平成28年2月24日規程(人)第9号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年2月24日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成27年10月1日から適用する。ただし、改正後の規程のうち別表第1のビシュケク、クアラルンプール、ダマスカス、マプト、プレトリア、ルサカ、ブラジリア、サンティアゴ、アスンシオン及びサンパウロに関する部分の規定は、平成28年3月1日から適用する。  
(給与の内払等)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成28年5月31日規程(人)第11号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 ドゥシャンベ、ワガドゥグー、ダカール、コロニア及びヌクアロファにおいて勤務する職員であって平成28年5月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月29日規程(人)第17号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年12月26日規程(人)第25号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年2月28日規程(人)第5号)  
この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則(平成29年5月31日規程(人)第18号)  
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 ビシユケク、ドゥシャンベ、コトヌー、ワガドゥグー、リーブルビル、キガリ、ハルツーム、ダ  
ルエスサラーム、サンパウロ及びコロニアにおいて勤務する職員であって平成29年5月31日におい  
て現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程  
による改正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の  
例による。

附 則(平成29年9月26日規程(人)第25号)  
この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成29年12月13日規程(人)第34号)  
この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年2月27日規程(人)第2号)  
この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則(平成30年5月29日規程(人)第11号)  
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 チュニス、ダカール及びボゴタにおいて勤務する職員であって平成30年5月31日において現に居  
住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改  
正後の独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例によ  
る。

附 則(平成30年7月26日規程(人)第19号)  
この規程は、平成30年8月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)  
在勤基本手当の月額

別表第1  
[別紙参照]

別表第2(第7条関係)  
住居手当の月額の限度額

別表第2  
[別紙参照]

別表第3 削除

別表第3-2 削除

別表第4 削除

別表第1（第5条関係）

## 在勤基本手当の月額

（単位：円）

地域	所在地	号別								
		1号-3	1号-2	1号-1	2号	3号	4号	5号	6号	7号
アジア	カブール	680,000	647,300	629,400	602,600	557,800	513,100	468,400	432,600	414,700
	ダッカ	600,000	570,500	553,100	527,000	483,600	440,200	396,700	361,900	344,600
	ティンブー	528,000	498,900	481,800	456,200	413,500	370,800	328,200	294,000	276,900
	プノンペン	512,000	483,100	465,400	438,800	394,500	350,200	305,800	270,400	252,700
	北京	600,000	561,600	539,800	507,000	452,500	397,900	343,400	299,700	277,900
	トビリシ	448,000	423,800	408,900	386,600	349,500	312,400	275,300	245,600	230,800
	ホーチミン	432,000	418,400	404,700	380,500	340,200	299,800	259,500	227,200	211,100
	ニューデリー	544,000	514,900	497,800	472,200	429,500	386,800	344,200	310,000	292,900
	ジャカルタ	432,000	408,300	392,900	369,800	331,100	292,600	253,900	223,000	207,600
	ビシュケク	464,000	436,200	422,200	401,400	366,600	331,800	297,000	269,000	255,100
	ビエンチャン	528,000	499,500	481,400	454,300	409,200	364,100	318,900	282,800	264,700
	クアラルンプール	424,000	399,700	383,700	359,800	319,800	279,800	239,800	207,800	191,800
	マレ	496,000	469,200	453,500	430,100	390,900	351,800	312,600	281,200	265,600
	ウランバートル	488,000	466,000	451,400	429,500	393,000	356,500	319,900	290,700	276,100
	ヤンゴン	520,000	488,400	471,800	446,800	405,100	363,500	321,800	288,600	271,800
	カトマンズ	560,000	528,500	512,200	487,800	447,100	406,500	365,800	333,200	317,000
	イスラマバード	584,000	556,000	540,100	516,200	476,500	436,700	397,000	365,200	349,300
	マニラ	456,000	428,100	411,600	386,900	345,700	304,500	263,300	230,300	213,800
	コロンボ	464,000	435,200	419,700	396,300	357,400	318,600	279,700	248,600	233,000
	ドゥシャンベ	536,000	512,000	498,200	477,600	443,200	408,800	374,400	346,900	333,100
	バンコク	480,000	448,300	430,400	403,400	358,600	313,800	269,000	233,100	215,200
ディリ	592,000	563,600	545,800	519,300	474,900	430,600	386,200	350,600	333,000	
タシケント	520,000	489,300	471,400	444,400	399,400	354,500	309,600	273,600	255,700	
ハノイ	440,000	412,400	396,700	373,300	334,100	294,900	255,800	224,400	208,700	
中東	カイロ	528,000	493,200	475,400	448,700	404,200	359,700	315,100	279,500	261,700
	テヘラン	608,000	577,300	559,700	533,200	489,000	444,900	400,800	365,400	347,800
	バグダッド	720,000	686,200	666,700	637,600	589,000	540,300	491,800	452,800	433,400
	アンマン	496,000	466,100	449,000	423,500	380,900	338,200	295,700	261,600	244,600
	ラバト	456,000	424,500	408,400	384,200	344,100	303,900	263,700	231,500	215,400
	ラマツラ	632,000	587,000	564,200	529,900	472,800	415,700	358,600	313,000	290,100
	ダマスカス	504,000	475,800	460,000	436,200	396,600	356,900	317,300	285,500	269,700
	チュニス	424,000	396,900	383,300	362,800	328,700	294,600	260,600	233,300	219,600
	サヌア	792,000	752,400	729,700	695,600	638,700	581,900	525,000	479,600	456,800
	アフリカ	ルアンダ	864,000	819,700	794,200	756,200	692,600	629,000	565,400	514,600
コトヌー		640,000	608,200	589,900	562,600	517,000	471,400	425,800	389,200	371,000
ハボローネ		528,000	501,900	485,600	461,100	420,300	379,500	338,700	306,100	289,800
ワガドゥグー		632,000	600,500	582,600	555,700	510,800	465,900	421,100	385,200	367,300
ヤウンデ		680,000	646,800	627,000	597,400	547,800	498,400	448,900	409,300	389,500
キンシャサ		912,000	862,100	835,000	794,300	726,500	658,600	590,900	536,600	509,500
アビジャン		696,000	658,500	638,200	607,800	557,200	506,600	455,900	415,400	395,100
ジブチ		728,000	686,000	664,600	632,600	579,200	525,800	472,400	429,700	408,300
アディスアベバ		608,000	581,400	564,200	538,500	495,600	452,700	409,800	375,500	358,300
リーブルビル		712,000	672,500	650,400	617,300	562,000	506,700	451,500	407,300	385,200
アクラ		656,000	622,200	603,400	575,200	528,200	481,100	434,200	396,500	377,700
ナイロビ		592,000	560,300	541,400	513,000	465,800	418,600	371,400	333,600	314,700
アンタナナリボ		568,000	540,500	523,800	498,600	456,800	415,000	373,100	339,700	323,000
リロングウェ		584,000	556,600	540,700	517,000	477,600	438,200	398,700	367,100	351,400
マプト		608,000	576,600	559,800	534,400	492,200	449,900	407,700	373,900	357,000
ウイントフック		544,000	513,200	495,500	469,100	425,000	380,900	336,700	301,400	283,800
ニアメ		664,000	626,500	606,200	575,800	525,200	474,600	423,900	383,400	363,100
アブジャ		696,000	662,800	643,700	615,000	567,000	519,200	471,300	433,000	413,800
キガリ		584,000	554,200	536,800	510,800	467,400	423,900	380,600	345,800	328,400
ダカール		656,000	622,000	602,600	573,400	524,800	476,200	427,600	388,700	369,300
フリータウン		624,000	590,200	571,400	543,200	496,200	449,100	402,200	364,500	345,700
プレトリア		488,000	456,200	439,700	415,000	373,900	332,800	291,700	258,800	242,300
ジュバ		968,000	911,000	881,900	838,300	765,600	692,900	620,200	562,100	533,000
ハルツーム	632,000	603,600	586,400	560,600	517,700	474,700	431,800	397,400	380,200	
ダルエスサラーム	584,000	552,400	535,100	509,200	465,900	422,700	379,400	344,900	327,500	
カンパラ	592,000	563,100	547,000	522,800	482,400	442,000	401,700	369,400	353,200	
ハラレ	672,000	637,800	619,000	590,800	543,800	496,900	449,900	412,300	393,500	
ルサカ	568,000	539,900	523,200	498,200	456,400	414,600	372,900	339,500	322,800	
中南米	ブエノスアイレス	504,000	467,500	448,800	420,700	374,000	327,300	280,500	243,100	224,400
	ベリーズ	504,000	476,700	459,200	433,000	389,400	345,700	302,000	267,100	249,600
	ラパス	608,000	574,900	558,100	532,900	490,900	448,900	407,000	373,400	356,600

地 域	所 在 地	号 別								
		1号-3	1号-2	1号-1	2号	3号	4号	5号	6号	7号
	ブラジリア	600,000	563,300	541,400	508,600	453,800	399,100	344,400	300,600	278,700
	サンティアゴ	544,000	504,900	484,700	454,400	403,900	353,400	303,000	262,600	242,300
	ボゴタ	552,000	522,500	504,500	477,400	432,400	387,400	342,300	306,200	288,200
	サンホセ	512,000	481,500	462,900	435,000	388,400	341,800	295,300	258,100	239,400
	ハバナ	728,000	684,800	662,200	628,300	571,800	515,400	458,900	413,700	391,100
	サントドミンゴ	544,000	511,300	493,800	467,400	423,400	379,500	335,600	300,400	282,900
	キト	560,000	526,800	507,400	478,200	429,400	380,800	332,100	293,100	273,700
	サンサルバドル	536,000	504,400	487,100	461,200	417,900	374,700	331,400	296,900	279,500
	グアテマラシティ	600,000	561,200	541,600	512,300	463,400	414,500	365,500	326,400	306,800
	ポルトープランス	744,000	704,100	683,300	652,100	600,100	548,100	496,100	454,500	433,700
	テグシガルパ	520,000	489,100	472,600	447,900	406,600	365,400	324,200	291,100	274,600
	キングストン	496,000	465,400	448,400	423,000	380,600	338,200	295,800	261,900	245,000
	メキシコ	480,000	452,700	435,200	409,000	365,400	321,700	278,000	243,100	225,600
	マナグア	552,000	524,200	508,400	484,600	445,000	405,400	365,900	334,200	318,400
	パナマ	488,000	456,800	439,200	412,700	368,600	324,600	280,500	245,200	227,600
	アスンシオン	496,000	463,400	446,500	421,200	379,100	337,000	295,000	261,300	244,400
	リマ	552,000	520,700	501,400	472,600	424,600	376,500	328,400	290,000	270,700
	グロス・イスレット	544,000	511,300	492,500	464,200	417,000	369,900	322,800	285,000	266,200
	サンパウロ	608,000	586,700	565,400	531,000	473,800	416,600	359,400	313,600	290,700
	モンテビデオ	584,000	540,900	519,300	486,800	432,700	378,600	324,600	281,300	259,600
	カラカス	992,000	930,500	896,200	844,600	758,800	673,000	587,100	518,400	484,100
北 米	ワシントン	592,000	554,000	531,800	498,600	443,200	387,800	332,400	288,100	265,900
大 洋 州	スバ	464,000	435,800	419,000	393,800	351,800	309,800	267,900	234,300	217,500
	マジュロ	488,000	459,100	442,300	417,200	375,300	333,400	291,400	257,900	241,200
	コロニア	496,000	463,900	447,000	421,500	379,100	336,700	294,300	260,400	243,400
	コロール	496,000	464,400	446,500	419,600	374,700	329,900	285,000	249,200	231,200
	アピア	544,000	507,400	488,700	460,600	413,900	367,200	320,500	283,000	264,300
	ホニアラ	592,000	564,300	546,600	519,800	475,400	431,000	386,600	351,000	333,300
	ポートモレスビー	704,000	667,600	647,000	616,100	564,500	513,000	461,400	420,100	399,500
	ヌクアロファ	496,000	468,700	451,500	425,800	383,000	340,100	297,200	263,000	245,800
	ポートビラ	528,000	496,400	477,200	448,400	400,300	352,300	304,200	265,800	246,600
欧 州	パリ	528,000	494,500	474,700	445,000	395,600	346,200	296,700	257,100	237,400
	ベオグラード	464,000	433,100	416,400	391,400	349,700	308,000	266,200	232,900	216,200
	アンカラ	464,000	434,600	418,200	393,800	353,100	312,400	271,800	239,200	222,900

別表第2（第7条関係）

## 住居手当の月額限度額

地域	所在地	控除率	限度額						
			単位	号					別
				1号-2	1号-1	2号	3号	4号	
アジア	カブール	12.2%	アメリカ合衆国ドル	4,627	3,760	3,326	2,892	2,603	2,314
	ダッカ	24.0%	アメリカ合衆国ドル	2,360	1,918	1,697	1,475	1,328	1,180
	ティンブー	46.9%	アメリカ合衆国ドル	1,206	980	866	754	678	603
	プノンペン	11.4%	アメリカ合衆国ドル	4,969	4,038	3,571	3,106	2,795	2,485
	北京	9.6%	アメリカ合衆国ドル	5,897	4,791	4,238	3,686	3,317	2,949
	トビリシ	11.2%	アメリカ合衆国ドル	5,066	4,116	3,642	3,166	2,850	2,533
	ホーチミン	11.1%	アメリカ合衆国ドル	4,668	4,130	3,654	3,177	2,859	2,542
	ニューデリー	17.1%	インド・ルピー	216,152	175,624	155,359	135,095	121,586	108,076
	ジャカルタ	13.9%	アメリカ合衆国ドル	4,073	3,310	2,927	2,546	2,291	2,291
	ビシュケク	17.9%	アメリカ合衆国ドル	3,157	2,565	2,269	1,973	1,775	1,578
	ビエンチャン	31.3%	アメリカ合衆国ドル	1,807	1,469	1,299	1,130	1,017	904
	クアラルンプール	34.3%	マレーシア・リンギ	7,106	5,773	5,107	4,441	3,997	3,553
	マレ	16.4%	アメリカ合衆国ドル	3,458	2,809	2,485	2,161	1,945	1,729
	ウランバートル	41.1%	アメリカ合衆国ドル	1,378	1,119	990	861	774	689
	ヤンゴン	8.2%	アメリカ合衆国ドル	6,917	5,620	4,972	4,323	3,891	3,458
	カトマンズ	46.9%	アメリカ合衆国ドル	1,206	980	866	754	678	603
	イスラマバード	16.4%	アメリカ合衆国ドル	3,441	2,795	2,473	2,150	1,935	1,720
	マニラ	17.4%	アメリカ合衆国ドル	3,260	2,649	2,343	2,038	1,834	1,630
	コロンボ	25.6%	アメリカ合衆国ドル	2,212	1,797	1,590	1,382	1,244	1,106
	ドゥシャンベ	11.6%	アメリカ合衆国ドル	4,892	3,975	3,516	3,058	2,752	2,446
	バンコク	16.4%	タイ・バーツ	118,788	96,515	85,378	74,242	66,818	59,394
ディリ	16.3%	アメリカ合衆国ドル	3,467	2,818	2,492	2,167	1,950	1,734	
タシケント	15.9%	アメリカ合衆国ドル	3,561	2,894	2,559	2,226	2,003	1,781	
ハノイ	11.1%	アメリカ合衆国ドル	5,107	4,150	3,671	3,192	2,873	2,554	
中東	カイロ	19.3%	アメリカ合衆国ドル	2,931	2,382	2,107	1,832	1,649	1,466
	テヘラン	13.5%	ユーロ	3,778	3,070	2,716	2,362	2,126	1,890
	バグダッド	7.2%	アメリカ合衆国ドル	7,878	6,402	5,662	4,924	4,432	3,939
	アンマン	18.1%	アメリカ合衆国ドル	3,118	2,534	2,241	1,949	1,754	1,559
	ラバト	26.3%	ユーロ	1,943	1,578	1,397	1,214	1,093	971
	ラマツラ	15.8%	アメリカ合衆国ドル	3,584	2,912	2,576	2,240	2,016	2,016
	ダマスカス	16.7%	アメリカ合衆国ドル	3,394	2,758	2,440	2,122	1,910	1,698
	チュニス	40.8%	ユーロ	1,253	1,018	901	783	705	626
	サヌア	16.7%	アメリカ合衆国ドル	3,382	2,748	2,430	2,114	1,902	1,691
アフリカ	ルアンダ	5.6%	アメリカ合衆国ドル	10,061	8,174	7,231	6,288	5,659	5,030
	コトヌー	24.7%	ユーロ	2,071	1,682	1,489	1,294	1,165	1,035
	ハボローネ	29.1%	アメリカ合衆国ドル	1,944	1,580	1,398	1,215	1,094	1,094
	ワガドゥグー	24.3%	ユーロ	2,102	1,708	1,510	1,314	1,182	1,182
	ヤウンデ	14.7%	ユーロ	3,470	2,819	2,494	2,169	1,952	1,952
	キンシャサ	7.2%	アメリカ合衆国ドル	7,889	6,410	5,670	4,930	4,438	3,944
	アビジャン	20.0%	ユーロ	2,558	2,078	1,838	1,598	1,438	1,278
	ジブチ	16.7%	アメリカ合衆国ドル	3,390	2,755	2,437	2,119	1,907	1,907
	アディスアベバ	15.0%	アメリカ合衆国ドル	3,776	3,068	2,714	2,360	2,124	2,124
	リーブルビル	16.4%	ユーロ	3,113	2,530	2,238	1,946	1,751	1,557
	アクラ	13.6%	アメリカ合衆国ドル	4,158	3,379	2,989	2,599	2,339	2,079
	ナイロビ	20.1%	アメリカ合衆国ドル	2,812	2,285	2,022	1,758	1,582	1,582
	アンタナナリボ	33.3%	ユーロ	1,534	1,247	1,103	959	863	767
	リロングウェ	15.6%	アメリカ合衆国ドル	3,624	2,944	2,605	2,265	2,038	1,812
	マプト	12.2%	アメリカ合衆国ドル	4,631	3,762	3,329	2,894	2,605	2,605
	ウイントフック	24.9%	アメリカ合衆国ドル	2,274	1,848	1,635	1,422	1,279	1,138
	ニアメ	18.5%	ユーロ	2,765	2,246	1,987	1,728	1,555	1,382
	アブジャ	7.4%	アメリカ合衆国ドル	7,618	6,190	5,476	4,762	4,286	3,810
	キガリ	18.2%	アメリカ合衆国ドル	3,112	2,528	2,237	1,945	1,750	1,556
	ダカール	22.0%	ユーロ	2,321	1,886	1,668	1,450	1,306	1,160
	フリータウン	13.6%	アメリカ合衆国ドル	4,158	3,379	2,989	2,599	2,339	2,079
	プレトリア	27.0%	アメリカ合衆国ドル	2,097	1,703	1,507	1,310	1,179	1,048
	ジュバ	5.5%	アメリカ合衆国ドル	6,446	6,446	6,446	6,446	6,446	6,446
	ハルツーム	19.8%	アメリカ合衆国ドル	2,861	2,325	2,056	1,788	1,610	1,430
	ダルエスサラーム	11.3%	アメリカ合衆国ドル	5,018	4,077	3,606	3,136	2,822	2,509
	カンバラ	16.0%	アメリカ合衆国ドル	3,531	2,870	2,538	2,207	1,986	1,766
ハラレ	19.5%	アメリカ合衆国ドル	2,895	2,353	2,081	1,810	1,629	1,629	
ルサカ	14.0%	アメリカ合衆国ドル	4,027	3,272	2,894	2,517	2,265	2,014	
中南米	ブエノスアイレス	14.9%	アメリカ合衆国ドル	3,790	3,079	2,724	2,369	2,132	1,895
	ベリーズ	17.6%	アメリカ合衆国ドル	3,219	2,616	2,314	2,012	1,811	1,610
	ラパス	32.8%	アメリカ合衆国ドル	1,723	1,400	1,238	1,077	969	862
	ブラジリア	20.7%	アメリカ合衆国ドル	2,731	2,219	1,963	1,707	1,537	1,366
	サンティアゴ	26.0%	アメリカ合衆国ドル	2,172	1,765	1,562	1,358	1,222	1,086
	ボゴタ	24.4%	アメリカ合衆国ドル	2,319	1,885	1,667	1,450	1,305	1,160
	サンホセ	28.6%	アメリカ合衆国ドル	1,975	1,605	1,419	1,234	1,111	987
	ハバナ	14.2%	アメリカ合衆国ドル	3,981	3,234	2,862	2,488	2,239	2,239
	サントドミンゴ	24.7%	アメリカ合衆国ドル	2,294	1,864	1,649	1,434	1,290	1,147
	キト	36.9%	アメリカ合衆国ドル	1,532	1,245	1,102	958	862	766
	サンサルバドル	24.7%	アメリカ合衆国ドル	2,286	1,858	1,643	1,429	1,286	1,143

地 域	所 在 地	控除率	限 度 額							
			単 位	号					別	
				1号-2	1号-1	2号	3号	4号	5号	
	グアテマラシティ	24.8%	アメリカ合衆国ドル	2,283	1,855	1,642	1,427	1,285	1,142	
	ポルトープランス	14.7%	アメリカ合衆国ドル	3,840	3,120	2,760	2,400	2,160	1,920	
	テグシガルバ	27.2%	アメリカ合衆国ドル	2,082	1,692	1,497	1,302	1,171	1,042	
	キングストン	14.1%	アメリカ合衆国ドル	4,022	3,268	2,890	2,514	2,262	2,011	
	メキシコ	17.6%	アメリカ合衆国ドル	3,219	2,616	2,314	2,012	1,811	1,610	
	マナグア	23.8%	アメリカ合衆国ドル	2,378	1,932	1,710	1,486	1,338	1,338	
	パナマ	20.3%	アメリカ合衆国ドル	2,782	2,261	2,000	1,739	1,566	1,391	
	アスンシオン	24.9%	アメリカ合衆国ドル	2,272	1,846	1,633	1,420	1,278	1,136	
	リマ	22.2%	アメリカ合衆国ドル	2,543	2,066	1,828	1,590	1,430	1,272	
	グロス・イスレット	21.0%	アメリカ合衆国ドル	2,688	2,184	1,932	1,680	1,512	1,344	
	サンパウロ	17.0%	アメリカ合衆国ドル	3,049	2,697	2,386	2,074	1,867	1,659	
	モンテビデオ	25.1%	アメリカ合衆国ドル	2,251	1,830	1,618	1,407	1,266	1,126	
	カラカス	14.4%	アメリカ合衆国ドル	3,938	3,199	2,830	2,461	2,214	1,969	
北 米	ワシントン	16.2%	アメリカ合衆国ドル	3,490	2,835	2,508	2,181	1,962	1,962	
大 洋 州	スバ	24.4%	アメリカ合衆国ドル	2,317	1,882	1,666	1,448	1,303	1,303	
	マジュロ	36.9%	アメリカ合衆国ドル	1,534	1,247	1,103	959	863	767	
	コロニア	27.1%	アメリカ合衆国ドル	2,090	1,698	1,502	1,306	1,176	1,045	
	コロール	28.1%	アメリカ合衆国ドル	2,014	1,637	1,448	1,259	1,134	1,007	
	アピア	22.1%	アメリカ合衆国ドル	2,560	2,080	1,840	1,600	1,440	1,280	
	ホニアラ	18.9%	アメリカ合衆国ドル	2,990	2,430	2,149	1,869	1,682	1,495	
	ポートモレスビー	12.0%	アメリカ合衆国ドル	4,715	3,831	3,390	2,947	2,653	2,358	
	ヌクアロファ	30.2%	アメリカ合衆国ドル	1,871	1,521	1,345	1,170	1,053	936	
	ポートビラ	12.3%	アメリカ合衆国ドル	4,608	3,744	3,312	2,880	2,592	2,304	
欧 州	パリ	15.6%	ユーロ	3,273	2,659	2,353	2,046	1,841	1,637	
	ベオグラード	17.9%	ユーロ	2,856	2,320	2,053	1,785	1,606	1,428	
	アンカラ	19.0%	アメリカ合衆国ドル	2,972	2,415	2,136	1,858	1,672	1,486	